

◎新潟県告示第1020号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、阿賀野市の阿賀用水右岸土地改良区連合から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成27年7月24日

新潟県新発田地域振興局長

1 就 任

理事	阿賀野市分田 886 番地	松田 昭悦 (理事長)
〃	新潟市北区嘉山 1 丁目 5 番 10 号	加藤 豊
〃	新発田市池之端 1234 番地	姉崎 康司
〃	阿賀野市上山屋 1 番地	古川 重夫
〃	阿賀野市発久 209 番地	中山 一巳
〃	阿賀野市五郎巻 1669 番地	小林 忠孝
監事	阿賀野市川前 21 番地	田村 助栄
〃	新潟市北区大瀬柳 3512 番地	大高 重憲
〃	新発田市天王 1520 番地	磯部 昭

就任年月日 平成 27 年 7 月 9 日

2 退 任

理事	阿賀野市分田 886 番地	松田 昭悦 (理事長)
〃	新潟市北区嘉山 1 丁目 5 番 10 号	加藤 豊
〃	新発田市池之端 1234 番地	姉崎 康司
〃	阿賀野市上山屋 1 番地	古川 重夫
〃	阿賀野市発久 209 番地	中山 一巳
〃	阿賀野市五郎巻 1669 番地	小林 忠孝
監事	阿賀野市川前 21 番地	田村 助栄
〃	新潟市北区大瀬柳 3512 番地	大高 重憲
〃	新発田市天王 1520 番地	磯部 昭

退任年月日 平成 27 年 7 月 8 日